

各務原市公共建築物の設計業務資料（抜粋）

各務原市都市建設部建築指導課

[積算基準]

- 1 数量積算基準は下記基準の最新版を適用する。
 - ・ 公共建築数量積算基準（公共建築工事積算研究会制定）
 - ・ 建築数量積算基準・同解説（建築工事建築数量積算研究会制定）
 - ・ 公共建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

[単価作成]

I. 基本事項

- 1 単価の優先順位は下記による。
 - ① 市場単価（建築コスト情報・建築施工単価の平均値を採用）
 - ② 各務原市作成単価
 - ③ 建設物価・積算資料（平均値を採用）
 - ④ 建築コスト情報・建築施工単価資料（市場単価以外の部分、平均値を採用）
 - ⑤ 見積り

※物価資料の掲載価格については、施工規模等を考慮して採用すること。
- 2 見積りについて
 - ・ 原則として 3 社以上の見積りを調査し、最安値の見積価格に別に定める実勢率を乗じて採用する。
 - ・ 見積価格について、必要に応じてヒアリング等を行い実勢価格の把握を行う。
 - ・ 採用する価格の端数処理は有効上位 3 桁とし、4 桁目を切り捨てとする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第 2 位とする。
 - ・ 建築材料は、取付施工費を含む見積りを徴集し、その旨明記させること。
 - ・ 電気・機械設備材料は、物品単価の見積りを徴集し、複合単価を作成する。
- 3 複合単価について
 - ・ 複合単価の作成は、公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
 - ・ 「その他」の率は、中間値を採用する。
 - ・ 見積価格及び公表価格については、最安値の見積価格に別に定める実勢率を乗じて採用する。